

犯罪被害者等に対する県営住宅の目的外使用許可に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(以下「犯罪等」という。)により害を被った者やその家族・遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に係る総合的な施策を講ずることを目的として、「犯罪被害者等の公営住宅への入居について(平成 17年12月26日国総137号都道府県知事あて国土交通省住宅局長通知)」に基づき、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、入居者募集に支障のない範囲で、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可により住宅を使用させることについて必要な事項を定める。

(要件)

第2条 目的外使用許可により入居が認められる犯罪被害者等は、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であって公営住宅法第 23条第 2号に規定する住宅困窮要件を満たし、かつ、次の要件を満たす者とする。

ただし、同条第1号に規定する収入要件を満たす者にあつては、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限る。

(1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

- ・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合
- ・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合
- ・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合 等

(2) 現在居住している住宅が滅失又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

ア 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

- ・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合 等

イ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

- ・詐欺等により住宅が奪われた場合 等

ウ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

- ・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪いわゆる PTSDとなった場合 等

エ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12年法律第 81号。以下「ストーカー規制法」という。)第 2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第 1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無断取得等により、身体上の安全、居住等の平穩もしくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさ

せる行為により居住することができなくなった者

(住戸条件)

第3条 使用の対象となる住宅は、当該犯罪被害者等の申請に基づき、被害の実情と希望する住宅の公募における倍率等を考慮し、その都度定めるものとする。

(使用許可の期間)

第4条 目的外使用許可の期間については、原則として1年を超えない期間とすること。ただし、当該犯罪被害者等の住宅に困窮する実情や収入の状況等を勘案の上、1年を限度として使用期間を更新することができる。

第2条の収入要件を満たす者については、使用の許可の期間中に公募により入居できるものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定した使用料相当額とし、月額使用料を知事の定める納期限までに、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、知事は、犯罪被害者等の事情により、必要に応じて、熊本県営住宅条例第12条に準じ使用料の減額又は免除をすることができる。

(申請の手続き)

第6条 使用の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 行政財産(建物)使用許可申請書
- (2) 犯罪被害申告書(別記様式第5号)
- (3) 入居しようとする者全員の住民票の写し(続柄がわかるもの)
- (4) 入居しようとする者全員の所得を証明する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、使用を許可したときは、県営住宅使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(許可条件)

第7条 知事は、使用の許可を行う場合に次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、団地内の住民と良好な関係を維持するよう努めなければならない。
- (2) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用の許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。

- (3) 使用者は、知事から県営住宅の使用の状況の報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。
 - (4) 使用者は、県営住宅使用許可申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
 - (5) 使用者は、使用の許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
 - (6) 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の復旧が容易な場合であって、知事の承認を得たときは、この限りでない。
 - (7) 使用者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させるときは、別記様式第4号により承認申請を行い、知事の承認を得なければならない。
 - (8) 住宅を使用し始めるとき及び明け渡すときのいずれにおいても、その移転に係る費用については、その一切を使用者の負担とし、県はこれを負担しない。
 - (9) 住宅を明け渡す際、予め承諾を経て住宅の使用を変更した場合の原状復旧、毀損・汚損した場合の原状回復及び畳表・襖張り替えなど自然損耗に係る費用については、使用者がこれを負担しなければならない。
 - (10) 知事は、使用者が使用の許可の条件に違反したとき、又は県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは、使用者に対する使用の許可を取り消すことができる。
 - (11) 使用の許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
 - (12) 使用の許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。
 - (13) 本条件に関し疑義があるときその他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。
- 2 知事は、使用者が前項の条件を守らないときは、使用の許可を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の使用の許可に関して必要な事項は、別に定める。

(国への報告)

第9条 知事は、犯罪被害者等に対して県営住宅を目的外使用許可をしたときは、使用させた日から1か月以内に、別記様式第3号により国土交通省九州地方整備局長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

別記様式第1号

県営住宅使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
氏名

下記のとおり県営住宅を使用したいので、申請します。

記

1 使用許可を申請する県営住宅

団地名	棟、号	駐車場区画番号
県営 団地		番

2 使用目的

使用目的	犯罪被害者等の避難住宅として
------	----------------

3 使用許可県営住宅に入居する者

氏 名	生年月日	性 別	勤務先又は学校名

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) 犯罪被害申告書
- (2) 当該県営住宅に入居しようとする者の住民票
- (3) 同居しようとする者全員の所得を証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記様式第1号の2

県営住宅使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
氏名

下記のとおり県営住宅を使用したいので、申請します。

記

1 使用許可を申請する県営住宅

団地名	棟、号	駐車場区画番号
県営 団地		番

2 使用目的

使用目的	犯罪被害者等の避難住宅として
------	----------------

3 使用許可県営住宅に入居する者

氏 名	生年月日	性 別	勤務先又は学校名

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1)当該県営住宅に入居しようとする者の住民票
- (2)同居しようとする者全員の所得を証明する書類
- (3)その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

熊本県指令住第 号
住 所
氏 名

様

年(年) 月 日付けで申請のありました県営住宅及び駐車場の目的外使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項により次の条件を付して許可します。

年(年) 月 日

熊本県知事

(使用許可県営住宅の表示)

第1条 使用を許可する県営住宅(以下「県営住宅」といいます。)は、次のとおりです。

- (1) 所在地
- (2) 団地名
- (3) 住戸専用面積 平方メートル

(使用許可駐車場の表示)

第2条 使用を許可する駐車場(以下「駐車場」といいます。)は、次のとおりです。

区画番号 番

(指定する用途)

第3条 使用を許可された者(以下「使用者」といいます。)は、県営住宅を住宅の用に、駐車場を自動車を駐車する用に供しなければなりません。

(使用許可期間)

第4条 使用を許可する期間は、年(年) 月 日から 年(年) 月 日までとします。

2 前項の期間の更新を受けようとするときは、当該期間の満了する日の1か月前までに申請をしなければなりません。

(使用料)

第5条 使用料は、住宅は 円、駐車場は 円とし、知事の定める納期限までに、月額使用料を知事の発行する納入通知書により納入しなければなりません。

(注意義務)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって県営住宅及び駐車場を使用

しなければなりません。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、県営住宅及び駐車場を他の者に貸し付け、又は担保に供してはなりません。

(県営住宅の許可条件)

第8条 使用者は、県営住宅のある団地内の住民と良好な関係を維持するよう努めなければなりません。

2 使用者は、知事から県営住宅の使用の状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければなりません。

3 使用者は、県営住宅の使用の許可の申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければなりません。

4 使用者は、県営住宅を模様替えし、又は増築してはなりません。ただし、原状の回復が容易な場合であって、知事の承認を得たときは、この限りではありません。

5 使用者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させるときは、事前に書面をもって知事の承認を得なければなりません。

6 県営住宅の使用を始めるとき、及び県営住宅を明け渡すときのいずれのときにおいても、その移転にかかる費用については、その一切を使用者の負担とし、県はこれを負担しません。

7 県営住宅を明け渡す際において、あらかじめ知事の承認を得て県営住宅を模様替えし、若しくは増築した場合の原状回復又は毀損し、若しくは汚損した場合の原状回復については、使用者がこれを負担しなければなりません。

(駐車場の許可条件)

第9条 使用者は、県営住宅のある団地の敷地内において駐車場以外の場所に自動車に駐停車させてはなりません。

2 使用者は、常に駐車場及びその周辺を交通の安全上及び環境保全上支障を来さないようにしなければなりません。

3 使用者は、駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置してはなりません。

4 使用者は、駐車場に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車に支障となる物品を置いてはなりません。

5 使用者は、自動車を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければなりません。

6 使用者は、駐車場の使用を引き続き15日以上中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければなりません。

(使用許可の取消し)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することな

く県営住宅及び駐車場の使用の許可を取り消すことができます。

- (1) 使用の許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- (2) 使用者が虚偽の申請を行い使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下この項において「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」といいます。)又は熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この項において「条例」といいます。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- (4) 使用者又は使用者の使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいいます。以下この項において同じです。)が使用者の行う事業に関し法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
- (5) 使用者又は使用者の使用人が使用者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

(許可取消しによる損失の取扱い)

第11条 使用の許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても、県は、その損失を補償しません。

(有益費等の請求権)

第12条 県営住宅及び駐車場について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできません。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し疑義のあるとき、その他県営住宅及び駐車場の使用について疑義を生じたときは、全て知事の決定するところによるものとします。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号

住第 号
年 月 日

九州地方整備局長 様

熊本県知事

犯罪被害者等による公営住宅の目的外使用の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

公営住宅の目的外使用						備考
団地名	所在地	戸数	開始 年月日	使用期間	使用料	

別記様式第4号

同居承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様
住所

申請者 住宅名 団地 棟 号

氏名

電話 ()

次のとおり同居の承認を受けたいので、申請します。

同居者の状況	(ふりがな) 氏名	年齢	続柄	備考	現 入 居 者 の 状 況	(ふりがな) 氏名	年齢	続柄	備考
	()					()			
	()					()			
	()					()			
	()					()			
	()					()			
	()					()			
理由									

備考1 現入居者及び同居者の所得証明書、入居者との続柄を証明する書類等を添付してください。